

財団法人 日本産業技能教習協会
寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本産業技能教習協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区鍛冶町2丁目2番地1号に置く。

- 2 この法人は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、従たる支部を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、労働安全衛生法に基づく技能講習その他特別教育を行なう施設を設け、これを運営し、労働者の安全衛生の確保並びに技能水準の向上と労働者の福祉厚生 of 充実を図り、もって労働災害を防止するとともに産業の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 労働安全衛生法(以下、安衛法とする)第75条第3項の教習及び第76条第1項の技能講習
- (2) 安衛法第59条に規定する安全衛生教育
- (3) 安衛法第60条に規定する職長等の教育
- (4) その他の安全衛生教育
- (5) 労務管理、福祉厚生に関する助成ならびに教育
- (6) これ等に附帯する事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人のやむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産は理事長が管理し、管理の方法については、理事会において別途定め、評議員会の同意を経なければならない。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等の安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、前項の規定にかかわらず、理事長は、理事現在数の過半数の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書及び公益法人会計基準に基づいた財務諸表を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に、厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、登記簿における資産(基本財産を指す)の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び顧問

(役員の種類及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 2人

3 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事、2人以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

第16条 理事長は、この法人を代表しその業務を統轄する。

2 専務理事は、理事長を補佐して業務を処理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、この法人の業務を分担処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするにおいて、その必要があるときは、理事長に対し理事会又は評議員会の招集を請求するか、この寄附行為における他の規定にかかわらず、監事自らが理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期)

第17条 理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員の役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行なうものとする。

(役員の解任)

第 18 条 役員が各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数の 3 分の 2 以上及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任ができる。なお、この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に対して弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 19 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会において別途定め、評議員会の同意を経なければならない。

(顧問)

第 20 条 理事長は、この法人の事業遂行のため必要があると判断した場合、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、顧問を 2 人まで委嘱することができる。

- 2 顧問の職務は、この法人の運営に関して理事長の諮問に応じ、必要な助言をするものである。
- 3 顧問の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問の解任、報酬等については、この寄附行為の第 18 条、第 19 条を準用する。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為において規定するもののほか、この法人の業務に関する重要な事項について議決し、執行する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長があたる。

(定足数)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めあるものを除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(欠席者の表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任した役員は、前 2 条の規定の適用については会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員の職務は、評議員会を構成し、理事会の議決、執行が適切であるか判断をするものである。
- 4 評議員の任期、解任、報酬等については、この寄附行為の第17条から第19条までを準用する。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会の議決、議事録等について、この寄附行為の第23条第3項、第26条から第29条までの規定を準用する。
- 6 その他、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定めることとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第34条 この法人が解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得て、労働災害の防止を目的とする団体に寄付するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第36条 事務局には常に、次に掲げる帳簿及び書類を備えて、これを開示しなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会、評議員会の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要である帳簿及び書類

第8章 補 則

(委任)

第37条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会において別途定め、評議員会の同意を経て規程とし、施行することとする。

附 則

- 1 この版（平成18年 6月27日議決）の寄附行為は、
厚生労働大臣の認可のあった日（平成19年 6月21日）から施行する